

新旧対照表

旧		新																					
2P	<p>表1-2 用語の定義</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>渓流等の範囲</td> <td>渓流等の底部の中心線からの距離が 25m以内の範囲</td> </tr> <tr> <td>崖面崩壊防止施設</td> <td>擁壁以外の崖面の崩壊を防止するための施設で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるもので、地盤の変動が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができ、地下水を有効に排除することが可能な構造を有する施設</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	渓流等の範囲	渓流等の底部の中心線からの距離が 25m以内の範囲	崖面崩壊防止施設	擁壁以外の崖面の崩壊を防止するための施設で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるもので、地盤の変動が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができ、地下水を有効に排除することが可能な構造を有する施設	2P	<p>表1-2 用語の定義</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>渓流等の範囲</td> <td>渓流等の底部の中心線からの距離が 25m以内の範囲</td> </tr> <tr> <td>擁壁</td> <td>崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるもので、地盤の変動が許容されない施設</td> </tr> <tr> <td>義務設置擁壁</td> <td>政令第 8 条第 1 項第 1 号の技術的基準に基づき、擁壁の設置が必要となる場合で以下のいずれかに該当する擁壁 <ul style="list-style-type: none"> ・盛土で高さが 1mを超える崖の崖面を覆う擁壁 ・切土で高さが 2mを超える崖の崖面を覆う擁壁 ・盛土と切土を同時に行い高さが 2mを超える崖の崖面を覆う擁壁 </td> </tr> <tr> <td>任意設置擁壁</td> <td>義務設置擁壁以外の擁壁</td> </tr> <tr> <td>義務擁壁</td> <td>義務設置擁壁のほか、任意設置擁壁で見かけ高さが 1mを超える崖の崖面を覆う擁壁を設置するもので、技術的基準に適合する擁壁</td> </tr> <tr> <td>崖面崩壊防止施設</td> <td>擁壁以外の崖面の崩壊を防止するための施設で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるもので、地盤の変動が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができ、地下水を有効に排除することが可能な構造を有する施設</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	渓流等の範囲	渓流等の底部の中心線からの距離が 25m以内の範囲	擁壁	崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるもので、地盤の変動が許容されない施設	義務設置擁壁	政令第 8 条第 1 項第 1 号の技術的基準に基づき、擁壁の設置が必要となる場合で以下のいずれかに該当する擁壁 <ul style="list-style-type: none"> ・盛土で高さが 1mを超える崖の崖面を覆う擁壁 ・切土で高さが 2mを超える崖の崖面を覆う擁壁 ・盛土と切土を同時に行い高さが 2mを超える崖の崖面を覆う擁壁 	任意設置擁壁	義務設置擁壁以外の擁壁	義務擁壁	義務設置擁壁のほか、任意設置擁壁で見かけ高さが 1mを超える崖の崖面を覆う擁壁を設置するもので、技術的基準に適合する擁壁	崖面崩壊防止施設	擁壁以外の崖面の崩壊を防止するための施設で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるもので、地盤の変動が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができ、地下水を有効に排除することが可能な構造を有する施設
用語	定義																						
渓流等の範囲	渓流等の底部の中心線からの距離が 25m以内の範囲																						
崖面崩壊防止施設	擁壁以外の崖面の崩壊を防止するための施設で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるもので、地盤の変動が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができ、地下水を有効に排除することが可能な構造を有する施設																						
用語	定義																						
渓流等の範囲	渓流等の底部の中心線からの距離が 25m以内の範囲																						
擁壁	崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるもので、地盤の変動が許容されない施設																						
義務設置擁壁	政令第 8 条第 1 項第 1 号の技術的基準に基づき、擁壁の設置が必要となる場合で以下のいずれかに該当する擁壁 <ul style="list-style-type: none"> ・盛土で高さが 1mを超える崖の崖面を覆う擁壁 ・切土で高さが 2mを超える崖の崖面を覆う擁壁 ・盛土と切土を同時に行い高さが 2mを超える崖の崖面を覆う擁壁 																						
任意設置擁壁	義務設置擁壁以外の擁壁																						
義務擁壁	義務設置擁壁のほか、任意設置擁壁で見かけ高さが 1mを超える崖の崖面を覆う擁壁を設置するもので、技術的基準に適合する擁壁																						
崖面崩壊防止施設	擁壁以外の崖面の崩壊を防止するための施設で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるもので、地盤の変動が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができ、地下水を有効に排除することが可能な構造を有する施設																						
3P	<p>3 許可を要する工事</p> <p>規制区域内において行う一定規模以上の宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（表3）については、許可を受ける必要があります。なお、当初許可対象規模未満の工事でも、許可対象規模に変更する場合は改めて盛土規制法の許可が必要です（開発許可の変更許可により、許可対象規模に変更する場合も盛土規制法の許可が必要です。）。</p>	4P	<p>3 許可を要する工事</p> <p>規制区域内において行う一定規模以上の宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（表3）については、許可を受ける必要があります。なお、当初許可対象規模未満の工事でも、許可対象規模に変更する場合は改めて盛土規制法の許可が必要です（開発許可の変更許可により、許可対象規模に変更する場合も盛土規制法の許可が必要です。）。</p> <p>なお、表3に示す規模の宅地造成等がない場合であっても、擁壁の種別を変更する場合は許可が必要となる場合もあるため、別途協議してください。</p>																				
12P	<p>表5-3 標準処理期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>許認可等の種類</th> <th>根拠法令</th> <th>標準処理期間（日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可</td> <td>法第 1 2 条第 1 項 法第 3 0 条第 1 項</td> <td>3 0</td> </tr> <tr> <td>土石の堆積に関する工事の許可</td> <td>法第 3 0 条第 1 項</td> <td>1 4</td> </tr> </tbody> </table>	許認可等の種類	根拠法令	標準処理期間（日）	宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可	法第 1 2 条第 1 項 法第 3 0 条第 1 項	3 0	土石の堆積に関する工事の許可	法第 3 0 条第 1 項	1 4	12P	<p>表5-3 標準処理期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>許認可等の種類</th> <th>標準処理期間（日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可</td> <td>3 0</td> </tr> <tr> <td>土石の堆積に関する工事の許可</td> <td>1 4</td> </tr> </tbody> </table>	許認可等の種類	標準処理期間（日）	宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可	3 0	土石の堆積に関する工事の許可	1 4					
許認可等の種類	根拠法令	標準処理期間（日）																					
宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可	法第 1 2 条第 1 項 法第 3 0 条第 1 項	3 0																					
土石の堆積に関する工事の許可	法第 3 0 条第 1 項	1 4																					
許認可等の種類	標準処理期間（日）																						
宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可	3 0																						
土石の堆積に関する工事の許可	1 4																						

新旧対照表

旧		新																																															
14P	表5-5、5-6 必要書類 別紙のとおり	14P	表5-5、5-6 必要書類 別紙のとおり																																														
25P	表7-2	25P	表7-2																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>行為</th> <th>許可</th> <th>中間検査</th> <th>定期報告</th> <th>完了検査等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">宅地区域・特地区域</td> <td>宅地造成</td> <td>①盛土で高さ1m以上の盛ができる工事 ②切土で高さ2m以上の盛ができる工事 ③盛土と切土を同時に行い高さ2m以上の盛ができる工事(①、②以外) ④盛土で高さ2m以上の工事(①、③以外)</td> <td>①盛土で高さ2m以上の盛ができる工事 ②切土で高さ5m以上の盛ができる工事 ③盛土と切土を同時に行い高さ5m以上の盛ができる工事(①、②以外) ④盛土で高さ5m以上の工事(①、③以外) ⑤①～④以外で盛土又は切土を行う土地の面積3,000㎡以上の工事(高さ30cm以上の盛土又は切土に限る)</td> <td></td> <td>許可対象全て</td> </tr> <tr> <td>特定盛土等</td> <td>⑤①～④以外で盛土又は切土を行う土地の面積500㎡以上の工事(高さ30cm以上の盛土又は切土に限る)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>土石の堆積</td> <td>①高さ2m以上かつ面積300㎡以上の工事 ②面積500㎡以上の工事(高さ30cm以上の堆積に限る)</td> <td>事後確認が可能なため対象外</td> <td>①高さ5m以上かつ面積1,500㎡以上の工事 ②面積3,000㎡以上の工事(高さ30cm以上の堆積に限る)</td> <td>許可対象全て</td> </tr> </tbody> </table>	区域	行為	許可	中間検査	定期報告	完了検査等	宅地区域・特地区域	宅地造成	①盛土で高さ1m以上の盛ができる工事 ②切土で高さ2m以上の盛ができる工事 ③盛土と切土を同時に行い高さ2m以上の盛ができる工事(①、②以外) ④盛土で高さ2m以上の工事(①、③以外)	①盛土で高さ2m以上の盛ができる工事 ②切土で高さ5m以上の盛ができる工事 ③盛土と切土を同時に行い高さ5m以上の盛ができる工事(①、②以外) ④盛土で高さ5m以上の工事(①、③以外) ⑤①～④以外で盛土又は切土を行う土地の面積3,000㎡以上の工事(高さ30cm以上の盛土又は切土に限る)		許可対象全て	特定盛土等	⑤①～④以外で盛土又は切土を行う土地の面積500㎡以上の工事(高さ30cm以上の盛土又は切土に限る)					土石の堆積	①高さ2m以上かつ面積300㎡以上の工事 ②面積500㎡以上の工事(高さ30cm以上の堆積に限る)	事後確認が可能なため対象外	①高さ5m以上かつ面積1,500㎡以上の工事 ②面積3,000㎡以上の工事(高さ30cm以上の堆積に限る)	許可対象全て		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>行為</th> <th>許可</th> <th>中間検査</th> <th>定期報告</th> <th>完了検査等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">宅地区域・特地区域</td> <td>宅地造成</td> <td>①盛土で高さ1m以上の盛ができる工事 ②切土で高さ2m以上の盛ができる工事 ③盛土と切土を同時に行い高さ2m以上の盛ができる工事(①、②以外) ④盛土で高さ2m以上の工事(①、③以外)</td> <td>①盛土で高さ2m以上の盛ができる工事 ②切土で高さ5m以上の盛ができる工事 ③盛土と切土を同時に行い高さ5m以上の盛ができる工事(①、②以外) ④盛土で高さ5m以上の工事(①、③以外) ⑤①～④以外で盛土又は切土を行う土地の面積3,000㎡以上の工事</td> <td></td> <td>許可対象全て</td> </tr> <tr> <td>特定盛土等</td> <td>⑤①～④以外で盛土又は切土を行う土地の面積500㎡以上の工事(高さ30cm以上の盛土又は切土に限る)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>土石の堆積</td> <td>①高さ2m以上かつ面積300㎡以上の工事 ②面積500㎡以上の工事(高さ30cm以上の堆積に限る)</td> <td>事後確認が可能なため対象外</td> <td>①高さ5m以上かつ面積1,500㎡以上の工事 ②面積3,000㎡以上の工事</td> <td>許可対象全て</td> </tr> </tbody> </table>	区域	行為	許可	中間検査	定期報告	完了検査等	宅地区域・特地区域	宅地造成	①盛土で高さ1m以上の盛ができる工事 ②切土で高さ2m以上の盛ができる工事 ③盛土と切土を同時に行い高さ2m以上の盛ができる工事(①、②以外) ④盛土で高さ2m以上の工事(①、③以外)	①盛土で高さ2m以上の盛ができる工事 ②切土で高さ5m以上の盛ができる工事 ③盛土と切土を同時に行い高さ5m以上の盛ができる工事(①、②以外) ④盛土で高さ5m以上の工事(①、③以外) ⑤①～④以外で盛土又は切土を行う土地の面積3,000㎡以上の工事		許可対象全て	特定盛土等	⑤①～④以外で盛土又は切土を行う土地の面積500㎡以上の工事(高さ30cm以上の盛土又は切土に限る)					土石の堆積	①高さ2m以上かつ面積300㎡以上の工事 ②面積500㎡以上の工事(高さ30cm以上の堆積に限る)	事後確認が可能なため対象外	①高さ5m以上かつ面積1,500㎡以上の工事 ②面積3,000㎡以上の工事	許可対象全て
区域	行為	許可	中間検査	定期報告	完了検査等																																												
宅地区域・特地区域	宅地造成	①盛土で高さ1m以上の盛ができる工事 ②切土で高さ2m以上の盛ができる工事 ③盛土と切土を同時に行い高さ2m以上の盛ができる工事(①、②以外) ④盛土で高さ2m以上の工事(①、③以外)	①盛土で高さ2m以上の盛ができる工事 ②切土で高さ5m以上の盛ができる工事 ③盛土と切土を同時に行い高さ5m以上の盛ができる工事(①、②以外) ④盛土で高さ5m以上の工事(①、③以外) ⑤①～④以外で盛土又は切土を行う土地の面積3,000㎡以上の工事(高さ30cm以上の盛土又は切土に限る)		許可対象全て																																												
	特定盛土等	⑤①～④以外で盛土又は切土を行う土地の面積500㎡以上の工事(高さ30cm以上の盛土又は切土に限る)																																															
	土石の堆積	①高さ2m以上かつ面積300㎡以上の工事 ②面積500㎡以上の工事(高さ30cm以上の堆積に限る)	事後確認が可能なため対象外	①高さ5m以上かつ面積1,500㎡以上の工事 ②面積3,000㎡以上の工事(高さ30cm以上の堆積に限る)	許可対象全て																																												
区域	行為	許可	中間検査	定期報告	完了検査等																																												
宅地区域・特地区域	宅地造成	①盛土で高さ1m以上の盛ができる工事 ②切土で高さ2m以上の盛ができる工事 ③盛土と切土を同時に行い高さ2m以上の盛ができる工事(①、②以外) ④盛土で高さ2m以上の工事(①、③以外)	①盛土で高さ2m以上の盛ができる工事 ②切土で高さ5m以上の盛ができる工事 ③盛土と切土を同時に行い高さ5m以上の盛ができる工事(①、②以外) ④盛土で高さ5m以上の工事(①、③以外) ⑤①～④以外で盛土又は切土を行う土地の面積3,000㎡以上の工事		許可対象全て																																												
	特定盛土等	⑤①～④以外で盛土又は切土を行う土地の面積500㎡以上の工事(高さ30cm以上の盛土又は切土に限る)																																															
	土石の堆積	①高さ2m以上かつ面積300㎡以上の工事 ②面積500㎡以上の工事(高さ30cm以上の堆積に限る)	事後確認が可能なため対象外	①高さ5m以上かつ面積1,500㎡以上の工事 ②面積3,000㎡以上の工事	許可対象全て																																												
(新規)		26P	<p>9 許可の要否の判断事例</p> <p>許可の要否の判断において、特殊な事例等を表9-1、9-2にまとめましたので、事務の参考にしてください。</p> <p>なお、全ての事例が整理されているわけではありませんので、判断に迷う場合等は、別途相談してください。</p> <p>表9-1、9-2 手引き記載のとおり</p>																																														